

2003年7月10日
(平成15年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

「住民基本台帳法」に基づく住民基本台帳業務において、転入通知情報、住民票記載情報及び転出証明書情報を電気通信回線を通じて市町村間で送受信することについて（答申）

2003年（平成15年）7月3日付けで諮問（第118号）された、「住民基本台帳法」に基づく住民基本台帳業務において、転入通知情報、住民票記載情報及び転出証明書情報を電気通信回線を通じて市町村間で送受信することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住民基本台帳ネットワーク第2次稼働に伴うコンピュータ利用をする必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) コンピュータ利用をする必要性

平成15年8月25日から住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の第2次稼働が開始されることに伴い、住民基本台帳法の規定に基づいて、住民票の記載事項の全部又は一部が電気通信回線を通じて送受信されることから、コンピュータ利用をする必要性がある。個人情報をも他の市町村に通知する義務は、住民基本台帳法第9条第1項、第12条の2第3項、第24条の3第3項及び第4項においてそれぞれ定められていることから、条例第9条第2項第2号にいう「法令に外部提供をしなければならないこととなる旨の定めがあるとき」に該当するため、コンピュータ利用についてのみ、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問を

するものである。

(2) 電気通信回線を通じて送受信を行う業務及び個人情報の範囲

ア 住民票の記載等のための市町村間通知

市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。この場合の通知事項は、転入者の氏名・転入地の住所及び転入した年月日・転出地の住所となっている。（住民基本台帳法第9条第1項及び第3項、住民基本台帳事務処理要領第5-1-ア）

イ 住民票の写しの交付の特例に係る住民票情報の通知

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、住民票の写しの交付を請求することができ、この場合住所地の市町村長は、次に掲げる事項を住民票を交付する市町村長に通知しなければならない。（住民基本台帳法第12条の2第1項、第2項、第3項及び第5項、住民基本台帳法施行令第15条の2）

(ア) 住民票に記載されている氏名

(イ) 出生の年月日

(ウ) 男女の別

(エ) 住民となった年月日

(オ) 住所及び転居をした者についてはその住所を定めた年月日

(カ) 住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所

(キ) 続柄又は住民票コードの請求があった場合は、続柄及び住民票コード

ウ 住民基本台帳カードの交付を受けている者に関する届出の特例に係る転出証明書情報の通知

住民基本台帳カードの交付を受けている者に関する届出の特例により転入届を受けた市町村長は、その旨を転出地の市町村長に通知することとされ、通知を受けた転出地の市町村長は、次に掲げる事項を通知しなければならない。（住民基本台帳法第24条の2、住民基本台帳法施行令第23条）

(ア) 氏名

(イ) 出生の年月日

(ウ) 男女の別

(エ) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(オ) 戸籍の表示

(カ) 住民票コード

(キ) 住所

(ク) 転出先及び転出の予定年月日

(ケ) 国民健康保険に関する事項

- (コ) 介護保険に関する事項
- (サ) 国民年金に関する事項
- (シ) 児童手当に関する事項

(3) 安全対策

ア 物理的なセキュリティ

住基ネットの第2次稼働が開始されることに伴い、住民票記載事項の全部又は一部が市町村間で送受信されることになるが、これらの情報が都道府県及び全国サーバを通過しないよう、また、都道府県職員及び指定情報処理機関職員等が住基ネットを流れる情報を見ることができないよう十分な対策が講じられている。具体的には、①業務処理プログラム、②通信相手相互認証、③データの暗号通信、④専用回線の利用という4つの視点から、住民基本台帳法等に定められた事項を厳密に遵守するとともに、その構築を行っている。

イ 人的なセキュリティ

住基ネットの操作者を限定するために、操作に携わる職員に操作者用ICカードを貸与しており、その職員はパスワードを設定しなければこのシステムを利用できない。また、システムを利用した場合は、ログインをするごとに利用者の情報が記録される仕組みとなっている。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

住民基本台帳法において、住民票の記載事項の全部又は一部は電気通信回線を利用して行うものとするとされていることから、コンピュータ利用の必要性があると認められる。

(2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は住民基本台帳法等に定められており、本業務における必要最小限の項目であると認められる。

(3) 安全対策

通信相手相互認証技術と暗号通信技術を併用して、第三者が介入できないような通信経路を相手市町村との間に確立する業務処理プログラムを構築し、また、2つの市町村間では、専用交換装置と専用回線を介して直接通信を行うので、送受信される情報が都道府県及び全国サーバを通過することはないことから、物理的なセキュリティ対策が講じられていると認められる。また、パスワードを設定することで初めて有効化されるICカードを操作者に貸与することで、パスワードを登録した者以外は、システムに入り込むことができないと同時に、システムを利用した場合は、ログインするごとに利用者の情報が記録される仕組みとなっていることから、人的なセキュリティ対策が講じられていると認められる。以上のことから、個人情報

報の保護が図られていると認められる。

以 上